

財産管理制度の見直し（相続財産管理制度等）

第1 相続財産管理制度の見直しについて

現行の相続財産管理の制度（民法第918条第2項、第926条第2項、第940条第2項）を見直し、次のような規律とすることについて、どのように考えるか。

家庭裁判所は、利害関係人等の請求によって、相続財産の帰属が流動的である間（単独相続であれば相続の承認がされるまで、共同相続であれば遺産分割がされるまで、相続人のあることが明らかでない場合であれば民法第952条の相続財産管理人が選任されるまで）は、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

（注1）遺産分割時まで相続財産の保存に必要な処分を命ずることができるとした場合の遺産の分割の審判事件を本案とする財産の管理者の選任等の保全処分（家事事件手続法第200条第1項）の位置付けについては、引き続き検討する。

（注2）相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度（民法第951条以下）との関係についても、引き続き検討する。

（注3）裁判所による遺産の管理者の選任等に関する仕組み（部会資料3の第2等）については、基本的に相続財産管理制度の見直しに集約されるものと考えられるが、引き続き検討する。

（補足説明）

1 総説

第4回会議においては、民法第918条第2項、第926条第2項、第940条第2項の相続財産管理制度の見直しにつき、現行の相続財産管理の制度では、何をどこまでできるかが明らかでないため、制度を整理し、分かりやすくする方向での検討を行うことについては概ね異論がなかった。

そこで、相続財産管理人は基本的に相続財産の全体を管理するという現行法の枠組みを維持することを前提として、相続財産管理制度の見直しについて検討する。

2 見直しの必要性と検討課題

- (1) 現行民法は、相続の承認及び放棄に関する財産管理につき、相続の承認又は放棄まで（第918条第2項）、限定承認がされた後（第926条第2項）、相続の放棄後次順位者が相続財産の管理を始めるまで（第940条第2項）の各段階については、相続財産管理制度をそれぞれ設けている。一方で、①承認後遺産分割前の相続財産の保存のための財産管理に関する規定と、②法定相続人が全員相続の放棄をした場合を含む相続人のあることが明らかでない場合の相続財産の保存のための財産

管理に関する規定は設けられていない。

しかし、上記の①及び②の場合を含め、相続財産の帰属が流動的な段階では、往々にして相続財産に属する財産の管理が適切に行われないことがあるため、切れ目のない相続財産管理制度を構築する必要があると考えられる。

もつとも、上記の①及び②に対応するために相続財産の保存のための財産管理を行うことを可能とするに際しては、想定される適用場面を分けて検討を行う必要がある。

(2) 土地を含めた相続財産の適切な管理

(例1) 相続発生時に相続財産に属する土地が荒廃しつつあり、相続を承認した共同相続人は遠方に住んでいるために当該土地を管理することはできないが、利害関係人が当該土地の保存行為をしたいと考えるケース

このようなケースでは、別途検討している土地管理制度（部会資料11参照）で対応することも考えられるが、土地の荒廃の度合いが低い場合にどこまで対応できるかという問題があるほか、保存行為に要する費用をどのようにして捻出するかという問題もある。

これに対して、このようなケースでも相続財産管理制度を利用することができることとすれば、例えば相続財産管理人を選任し、必要な保存行為を行った上で、その費用を相続財産に関する費用としてその財産から支弁することも可能になると考えられる（第885条）。

(3) 所有者不明土地への強制執行を含めた相続債権者等の権利行使の円滑化

ア 本文のように規律を改めた場合には、前記（例1）のようなケースで相続財産の保存を図ることができるようになるが、それにとどまらず、次のようなケースへの対応も検討することが考えられる。

(例2-1) 被相続人A（配偶者B、子C、父D、弟Eがいる。）が死亡したが、Xが、Aの生前にA所有名義の甲土地を時効により取得したとして、所有権移転登記請求訴訟を提起しようとするケース

(例2-2) 被相続人A（配偶者B、子C、父D、弟Eがいる。）が死亡したが、相続債権者Xが相続人に対して金銭支払請求訴訟を提起して、債務名義を得てA所有名義の甲土地に強制執行しようとするケース

これらの例では、実務上、Xとしては、Aの相続人を被告として訴訟を提起することになるが、例えばBは相続を承認したがCが相続を放棄し、その後Dが相続を放棄し、さらにその後Eが相続を承認した場合には、Eが承認するまで、長期間にわたって権利を行使することができないことになる（（例2-2）では、Bは比較的早期に相続債務を承継することが確定するが、相続債務は法定相続分に従って承継されるため、Eが承認するまで、請求額が確定しないことになる。）。さらに、これらの例でEが所在不明であるときは、Xとしては、Eの所在調査をした上で、Eの不在者財産管理人の選任を申し立てるか、公示送達の方法で訴状を送達しなければならない。

また、（例2-2）で、上記のB及びEが承認した場合においてB及びEに対する債務名義を得たときには、Xは、甲土地につき、B及びEが相続をした旨を

証する情報を登記所に対して提供した上で、相続による所有権の移転の登記をB及びEに代位して行い、両名の持分を差し押さえることになる。

さらに、BとCが相続を放棄し、Dも相続を放棄し、Eも相続を放棄した場合には、Xとしては、長期にわたって権利行使ができない上に、相続人のあることが明らかでなくなるため、民法第952条の相続財産管理人が選任されるか、特別代理人（民事訴訟法第35条）が選任されない限り、権利行使をすることができない状況に陥る。そして、同条の相続財産管理人は、清算事務を行うという重い負担があるため、民法第918条第2項に基づいて選任される相続財産管理人（以下「民法第918条の相続財産管理人」という。）に比べて、管理人報酬を含めた管理費用が高額になりがちであり、Xの権利行使はますます困難になる。

イ これらに対して、現行法においても、Xは、被相続人Aの死亡後直ちに、相続財産を承継した相続人の代理人として、民法第918条の相続財産管理人の選任を受け、被告を相続人全員、相続財産管理人を被告全員の法定代理人として訴訟を提起することは不可能ではないように見える。このことは、訴訟提起後に当事者が死亡し、訴訟手続に中断が生じた場合の受継すべき者として相続財産管理人が挙げられていること（民事訴訟法第124条第1項第1号）や、いわゆる遺産管理人に関するものであるが、建物収去土地明渡請求訴訟への応訴が相続財産の保存行為に当たると判断した最判昭和47年7月6日民集26巻6号1133頁の判示からもうかがわれる。

しかし、現行法では、民法第918条の相続財産管理は、相続の承認がされるまでの間しか活用することができず、また、相続の放棄によって本人である相続人が入れ替わってしまうことがあるためもあってか、実際に相続債権者等が民法第918条の相続財産管理人を相続人全員の法定代理人として訴訟を提起する事例は、公刊物上は見当たらない。

ウ そこで、相続財産の保存のために必要な処分としてAの相続財産管理人（清算事務を行わないもの）を選任することができることとし、管理人に対して訴訟を提起した上で、甲土地につき強制執行をすることを可能とすれば、相続財産の保護を図りつつ、相続債権者等の権利行使を円滑化することができるとも考えられる。

もっとも、相続財産管理人は相続財産全体についての管理処分を行うとはいえず、前記のとおり、法的には、相続財産を相続した者（相続人）全員の代理人であるとされる（民法第936条の相続財産管理人に関する最判昭和47年11月9日民集26巻9号1566頁参照）。そのため、相続財産管理人が追行する訴訟の当事者は相続人全員であると考えざるを得ず、相続の放棄によって相続人が入れ替わったときには、訴訟当事者を変更させる必要があると考えられるが、どのように取り扱うかが問題となり得る（民事訴訟法第124条参照）。ただし、このことは、前記のとおり、民法第918条の相続財産管理人においても同様に問題となるところであり、現行法の解釈を整理する必要がある。加えて、相続債権者等の権利行使を円滑化するために相続財産管理人を活用するとすれ

ば、相続人の手続保障やこれに関する財産管理人の関与の在り方についても整理する必要がある。

また、(例2-2)については、相続の承認がされて相続人が確定したが、遺産分割が未了の状態にあっても、判例を前提とすれば、被相続人の金銭債務その他の可分債務(相続財産に属する債務)は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するとされる(最判昭和34年6月19日民集13巻6号757頁等)。したがって、この段階では、少なくとも可分債務については、相続財産の帰属が流動的な状態ではなくなるが、新たな制度における相続財産管理人を可分の相続債務の弁済にも関与させてもよいか(相続財産管理人は相続債務も管理するか)が問題となり得る。これについても、現行民法第918条の相続財産管理人において同様に問題となるところであるが、相続財産管理人は、可分債務が法律上当然に分割されていることを前提に、相続財産を原資として、相続人全員のために債務を管理する(弁済する)ことは妨げられないとも考えられる。

なお、相続の承認又は放棄がされる前に、債権者が、相続財産管理人を相続人の法定代理人として、相続財産を相続した者(相続人)全員に対して、相続財産に属する金銭債務の支払を請求する訴訟を提起した場合に、その後相続人が確定したとしても、判決において、各相続人の支払うべき額を明示せず、相続財産管理人に(相続財産の中から)その債務の全額の支払を命ずることができることも考えられる。しかし、その場合には、相続財産管理人を相続人の法定代理人と位置付けながら相続財産管理人を債務名義の名宛人とすることが可能かという問題が生ずる。

こうした問題や、前記の相続の放棄によって訴訟当事者を変更させることを回避する方法としては、相続財産管理人の位置付けを、相続人全員の法定代理人から、職務上の当事者(いわゆる法定訴訟担当)に改めることが考えられる(後記第2参照)。もっとも、そのように改めると、相続財産管理人を被告として訴訟を提起し、債務名義を得た場合には、少なくとも単純承認をした相続人の固有財産に対する強制執行も可能になることになり(民法第920条、民事執行法第23条第1項第2号)、強制執行の範囲や相続人に対する手続保障等の課題を別途検討する必要が生ずるが、このことをどのように評価するかが問題となる。

その他、民事執行法との関係では、被相続人に対する債務名義の成立後、被相続人が死亡した場合における強制執行の場面で、相続財産管理人を活用することも考えられる(強制執行開始後に債務者が死亡した場合の強制執行の続行に関する同法第41条参照)。

さらに、(例2-2)では、不動産登記に関連して、相続財産に対する債務名義を得たのであれば、執行の便宜の観点から、前記のような代位登記を経ることなく、被相続人名義のままで差押えをすることを可能とするとも考えられるが、いったん相続が発生した事実を登記に反映させない点をどのように評価するかという問題がある((例2-1)では、時効の遡及効(民法第144条)

により、被相続人Aから時効取得者Xに直接所有権の移転の登記をすることになるから、通常は相続登記をする必要はない。).

(4) 適切な遺産分割の実現

本文のように規律を改めた場合には、次のケースのような相続人間の紛争においても、相続財産管理制度を活用することが可能になるとも思われ、これについても検討が必要と考えられる。

(例3) 被相続人Aには相続人B、C及びDがいるが、Bは、自らが遺産分割で取得したいと希望する相続財産に属する土地につき、Cがその持分を他人に売却しようとしていると疑い、これを防止しようとするケース

共同相続人が相続の承認をした後、相続人の一部が遺産を散逸させることがあるが、後の遺産分割の際に複雑な法律関係を生じさせることがあり(物の持分を譲渡したときには、通常共有と遺産共有とが併存することになり、それぞれ別の手続をとらなければならないなど)、また、遺産の管理を巡る感情的対立を激化させる要因になるなど、遺産分割を円滑に行う観点から問題があるとの指摘がある。

現行法上、遺産分割がされるまでの間に相続財産を保存する方策としては、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分としての財産の管理者(遺産管理人と呼ばれる。)を選任する制度(家事事件手続法第200条第1項)や仮差押え、仮処分その他の必要な処分を命ずる制度(同条第2項)があるが、遺産分割の審判事件の申立ては、相続人全員を特定して、申立人以外の相続人全員を相手方として行わなければならないと不適法であり、その特定をした上で本案の申立てをするまではこれらの保全処分をすることができない。また、この本案の申立ては、相続人全員を相手方としてしなければならないが、上記の例でDが所在不明である場合には、所在調査をした上で、Dのために不在者財産管理人の選任を申し立て、選任された不在者財産管理人を相手方として本案の申立てをしなければならない。

これに対して、相続の承認がされた後でも相続財産の保存のための財産管理を利用することができるようになれば、早期に相続財産管理人の選任を申し立てて、遺産の散逸を防ぐことができ、遺産分割を円滑に行うことができると考えられる。

なお、現行法における遺産管理人の管理処分権については、共同相続人の管理処分権を制約する規定がないために、例えば、相続人の一人が相続財産に属する不動産から賃料を収受することや持分を譲渡することを差し止めることができないと解されており、遺産の散逸の防止という制度趣旨を全うすることができないとの指摘がある。加えて、(例3)では、Bとしては、土地について処分禁止の仮処分を申し立てることも考えられるが、その申立ての趣旨に沿った本案の審判がされる見通しが立たない場合には仮処分をすることができないと解されているため、Bが本案の審判で当該土地を取得する見通しが立たない限り申立ては認容されず、遺産の散逸を防止することができる場合は限られている。こうした観点から、相続の承認後遺産分割前の相続財産管理制度の整備を求める意見もあるところである。

また、前記昭和47年最判で、遺産管理人の法的地位は共同相続人の法定代理人であるとされているが、遺産に関する自己の持分を譲渡するなどして遺産について一定の処分をしたい相続人と、遺産の散逸を防止したい相続人との間で紛争状態と

なっているのに、遺産管理者が双方を代理すると構成することには困難があると考えられる。

これらの問題を回避するために、遺産分割の円滑化の観点から相続財産管理制度の見直しを検討するとすれば、前記(3)の場面と同様に、相続財産管理人の法的地位を職務上の当事者に改めるとともに、相続財産管理人が選任された場合の相続人の管理処分権を制限する方向で検討を進めることになると考えられる。

3 正当化根拠

(1) 以上のような見直しを行う正当化根拠については、差し当たって、次のような説明が考えられる。

近時、社会経済情勢の変化に伴って生じた所有者不明土地問題においては、相続財産に属する土地等が適切に管理されず、他者の利益を害する事態が発生しているが、現行の相続財産管理制度では十分に対応することができない場面（相続の承認後遺産分割前の段階と、法定相続人の全員が相続の放棄をした段階）があることが明らかになった。また、このような場面があることから、相続債権者等が相続財産に対して権利行使をすることが不必要に長期間妨げられており、その意味での相続債権者等の利益にも適切に配慮する必要がある。

さらに、所有者不明土地問題においては、流動的な遺産共有状態を早期に解消するための遺産分割の促進も課題になっているが、現行の遺産分割の審判事件を本案とする保全処分制度だけでは、特に共同相続人の一部に所在不明者がいたり、緊急に遺産の流出を防がなければ遺産分割の阻害要因になったりするケースで迅速かつ適切に対応することができない。

そこで、相続人の利益と利害関係人の利益とを適切にかつ切れ目なく調整するため、及び適切な遺産分割を実現するために相続財産管理制度を改める必要がある。

(2) これに対しては、次のような反論も考えられる。

現行の相続制度では、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継し（第896条）、遺産分割前に相続財産を処分することも当然に予定されている（相続人が熟慮期間中に相続財産を処分しても、法定単純承認事由になるに過ぎないとする第921条第1号参照）。

民法が相続の承認がされた後遺産分割がされるまでの間の相続財産管理制度を設けていないのも、遺産分割の審判事件を本案とする保全処分において遺産の逸出が容易に止められないのも、相続人は基本的に相続財産に属する財産を自由に管理処分することができるためであり、遺産分割において、当該処分された財産が分割時に遺産として存在するものとみなすことができるとすることによって調整することとされている（第906条の2）。

また、相続債権者等が相続財産に対して容易に権利行使することができないということがあったとしても、相続財産を承継する相続人の権利利益を保護するためにはやむを得ない。

所有者不明土地問題において相続財産に属する土地等が適切に管理されないことが社会問題化しているからといって、そのような土地等の管理を図ることを超えて、相続債権者等の権利行使の円滑化を図ったり、遺産分割の実現のために相続財産管

理制度に関する見直しを図ったりすることは、相続制度における価値を大きく変えることにつながるものであり、慎重な検討が必要である。

4 本文（注1）について

共同相続人が相続の承認をした段階でも保存のための相続財産管理ができることとした場合には、前記補足説明2(4)のとおり、遺産分割の審判事件を本案とする保全処分（家事事件手続法第200条）と適用場面が重複することになり、両者の関係が問題となり得る。

この保全処分では、家庭裁判所等は、財産の管理者の選任のほか、事件の関係人に対して財産の管理に関する事項を指示することもできるとされるなど、既存の民法上の相続財産管理制度よりも柔軟な対応が可能であるため、その意味で独自の機能があるといえる（同条第1項）。

もっとも、この指示は、強制執行に親しまない性質のもので、勧告的効力を有するにとどまると解されている。相続財産管理制度においても、同様の勧告的な指示をすることは妨げられず、その他同条に定められた各種の柔軟な対応についても「必要な処分」としてすることができると考えられるが、そうであるとすれば、遺産分割の審判事件を本案とする保全処分制度を存置する必要性は大きくないとも考えられる。

5 本文（注2）について

本文のように、相続人のあることが明らかでない場合でも、清算を前提としない新たな相続財産管理を申し立てることができることとすれば、相続財産管理の業務の負担が比較的軽くなり、費用や予納金等のコストを抑えることが可能である（もっとも、申立人が相続人を特定しないで相続財産管理を申し立てた場合には、相続財産管理人は、善管注意義務を果たすため、相続人を特定した上で連絡をとる必要が生じるから、必ずしもコストが抑えられるとは限らない。反対に、申立人側で相続人を特定し、可能な範囲で探索しておけば、相続財産管理自体にかかるコストは一般に低減されると考えられる。）。

一方、相続人のあることが明らかでない場合に清算を前提としない相続財産管理人の選任の申立てを可能とすると、コストを抑えるために、民法第952条の相続財産管理人の選任の申立てがされなくなり、相続財産が清算されないまま塩漬けとなる事態が生じ得る。これについては、新たな制度のもとで相続財産管理人は、管理終了時に得られた金銭を供託して公告するものとしたり、清算のために必要な費用の原資を確保した場合には、民法第952条の相続財産管理人の選任の申立てをするものとしたりすることが考えられる。民法第952条の財産管理人の選任の申立てについては、新たな制度の下での財産管理人は、（まだ現れていない）相続人や相続債権者・特別縁故者等の利害関係人に対する善管注意義務を果たすために、同条の申立てをしなければならないと構成することも考えられる。

6 必要な処分について

- (1) 現行民法第918条の解釈につき、裁判所は、「必要な処分」として、財産管理人の選任のほか、財産の封印、換価その他の処分禁止、占有移転禁止、財産目録の調製提出などを命ずることができる解されている。

本文の新たな相続財産管理においても、「必要な処分」とは、相続財産管理人の選任が中心になると思われるが、前記補足説明2(2)の(例1)のようなケースでは、裁判所が相続人に対して管理不全土地について必要な措置をとることを命じたり、申立人等に措置をとることを許すとともに、相続人に対してこれを妨害してはならないと命じたりすることも考えられる。

- (2) もっとも、現行の民法第918条第1項の「必要な処分」として、家庭裁判所がこのような命令をし、その命令を債務名義として強制執行まですることができるとについては、土地管理制度等における「必要な処分」との関係や相続財産管理に関する審判事件における手続保障の観点を踏まえて検討する必要がある。

7 その他

本文のように規律を改めた場合でも、遺産分割が成立したときには、相続財産管理人の任務が直ちに終了してしまうこととすると、例えば前記2(3)のようなケースで、相続人が訴訟遅延や執行妨害をすることが可能になってしまう。これを防ぐ観点からは、遺産分割が成立しても直ちに相続財産管理は終了せず、管理人の選任処分の取消原因になるに過ぎないこととすることが考えられる（家事事件手続法第201条第10項、同法第125条第7項参照）。

また、第2回会議において取り上げた、裁判所による遺産の管理者の選任等に関する仕組み（部会資料3の第2等）との関係が問題となる。これについては、遺産共有状態にある財産について裁判所が選任する管理者は、結局、相続財産管理人にほかならないから、相続財産管理制度の見直しにおいて検討することになると考えられるが、共有の管理者に関する検討と併せて更に検討する（注3）。

第2 相続財産管理人の法的地位、職務等

前記第1の新たな相続財産管理制度において選任された相続財産管理人の法的地位や職務・権限等について、どのように考えるか。

（補足説明）

1 現行法の規律

現行の民法第918条の相続財産管理人等は、明文はないが、相続人の代理人（法定代理人）であると解されている。また、現行法上、次のような職務を負うとされている。

- ・財産目録の作成・提出義務（民法第918条第3項、第27条第1項、家事審判規則第107条、第82条）
- ・受領金銭等の相続財産への組入義務（家事事件手続法第201条第10項、第125条第6項、民法第646条）
- ・財産状況報告、管理計算義務（家事事件手続法第201条第10項、第125条第2項）
- ・善管注意義務（家事事件手続法第201条第10項、第125条第6項、民法第644条）

2 新たな制度における相続財産管理人の法的地位

- (1) 前記第1補足説明2(2)のように、相続財産に属する土地等の適正な管理を主眼として置くならば、第1で提案した新たな相続財産管理制度の下でも、現行法と同様に、選任された相続財産管理人は、相続人全員の法定代理人として位置付けることが考えられる。

その場合でも、相続財産管理人が財産管理に関する法律行為をした後、相続人が相続の放棄をして初めから相続人にならなかったものとみなされ、次順位の法定相続人が相続財産を承継した場合には、管理人の行為の効果を次順位の法定相続人に帰属させる必要があるし、法定相続人全員が相続を放棄したときは、管理人の行為の効果を相続財産法人に帰属させる必要がある。

その意味で、代理行為の本人である相続人とは、代理行為がされた時点での特定の相続人を指すのでは必ずしもなく、相続の承認によって被相続人の相続財産を承継する相続人又は相続財産法人を指すことになると考えられる。このように解した場合には、代理人である相続財産管理人は、例えば「被相続人〇〇相続財産代理人相続財産管理人●●」と顕名するなどの方法が考えられる。

もっとも、顕名について上記のような方法をとるとしても、訴訟手続において、当事者本人たる相続人全員を表示せずに手続を進めることの可否については慎重な検討を要する。

また、相続財産の適正な管理を確保するために、相続財産に関する相続人の管理処分権を制約すべきかは別途問題となり得るところであるが（前記第1補足説明2(4)参照）、仮に相続人の管理処分権を制約することとした場合には、相続財産管理人を法定代理人として位置付けるのは困難になるとも考えられる（同様の観点から、平成30年改正では、遺言執行者を相続人の代理人とみなす旨の旧第1015条の規定が改められた。）。

- (2) これに対し、前記第1補足説明2(3)(4)のように、相続債権者等の権利行使の円滑化や適切な遺産分割の実現をも視野に入れた制度とするのであれば、その下での相続財産管理人を職務上の管理者として位置付け、相続人の管理処分権を制約した上で、管理人に相続財産の管理処分権を行使させることが考えられる。
- (3) このような形で相続財産管理制度を見直し、相続財産管理人の法的地位を改める根拠については、次のような説明が考えられる。

すなわち、もともと、民法第918条等の相続財産管理制度は、相続人が遠隔地に居住していたり所在不明であったりする場合には相続財産が管理されず、また、不当に財産が逸出する危険があるため、これを防ぐべく、相続財産管理人の選任等を可能にしたものであるが、こうして相続財産が全体として適切に管理されることは、相続人のみならず、相続債権者などの利害関係人の利益のためになると考えられる。

所有者不明土地問題においては、相続人以外の利害関係人の利益も適切に保護することが求められているところであり、相続財産管理制度を見直すに当たっては、相続財産管理人を改めて職務上の管理者として明確に位置付ける必要がある。

3 権限・義務

相続財産管理人は、基本的に、相続財産の保存のために必要な行為（保存、利用、

改良行為)をする権限を有し、その範囲を超える行為をするには裁判所の許可を得なければならないとすることが考えられる。

また、相続財産管理人は、善管注意義務を負うと考えられるが、その主たる名宛人を共同相続人とするのか利害関係人とするのかは、相続財産管理人の法的地位をどのように位置付けるかによって決定されるものと考えられる。

第3 法定相続人が相続放棄をした場合における放棄者の義務

相続の放棄をした者の相続財産の管理継続義務(民法第940条第1項)に関する現行法の解釈を踏まえ、①義務の内容、②発生要件、③終期などの見直しの要否について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 相続の放棄をした者の管理継続義務

現行の民法第940条第1項は、相続の放棄をした者(以下「放棄者」という。)に対し、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続する旨の義務を課している。

また、この義務は、相続の放棄によって相続人となった者(共同相続人の一人が相続の放棄をした場合における他の相続人も含まれると解されている。)が管理を始めることができるまで継続するとされている。

2 第4回会議での審議

第4回会議においては、法定相続人の全員が相続放棄をした場合につき、①放棄者に相続財産の管理継続義務を負わせることや、②放棄者に民法第952条の相続財産管理人の選任請求義務を負わせることの当否について取り上げた(部会資料6〔18頁〕参照)。

しかし、①については、相続による不利益を回避するという相続放棄制度の趣旨からすると、そもそも次順位者が現れるまで放棄者が管理を継続しなければならないということ自体に疑問があり、管理継続義務を免れる措置を与えることも検討すべきではないかとの意見があった。また、②については、相続財産管理人の選任請求をするには予納金が必要となることがあるが、放棄者に相続財産管理人選任請求義務を課すと、放棄者は予納金を負担しなければならず(特に相続財産の価値が乏しい場合には予納金を回収することが困難になる。)、結局、相続による不利益を負担させられてしまうのではないかとの意見があった。

本部会資料では、現行の管理継続義務制度に関する解釈を踏まえつつ、その見直しの要否について検討する。

3 管理継続義務の必要性

熟慮期間中の相続人は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産を管理しなければならないものとされる(第918条第1項)。相続の放棄をしたときは、その相続に関しては、初めから相続人にならなかったものとみなされる(第939条)から、放棄者は相続財産とは何ら関係がなくなるはずであるが、第940条第1項は、放棄者に、従来負っていた上記の財産管理の義務を引き続き負わせ

るものである。

その趣旨について、民法の起草者は、単に次順位の相続人を保護するのみならず、国家の経済上においても財産の毀滅耗尽は努めてこれを防止せざるを得ないためであるとしている。例えば、相続財産に属する財産が管理されずに放置されると、その財産的価値が一層低下し、次順位の相続人や相続債権者等に害をなすおそれがあるのであり、社会経済上の利益の保護の観点から、そのような事態を防ぐために相続財産の管理継続義務を負わせる必要がある。このことは、現在においてもなお相応の合理性があると考えられる。

もつとも、管理継続義務については、先例が乏しいこともあり、現行法の解釈が必ずしも明らかではないため、実際の適用場面で疑問が生ずることがある。

そこで、管理継続義務の見直しの要否については、現行法の下での管理継続義務の解釈を整理した上で検討する必要がある。

4 管理継続義務の内容・発生要件

(1) 第918条第1項の管理義務

第918条第1項は、熟慮期間中の相続人に、その固有財産におけるのと同様の注意をもって、相続財産を管理する義務を課している。

この義務は、相続人がその後相続の放棄をすることによって相続人とならなかったとみなされる可能性はあるが、この段階では相続人として一切の権利義務を承継しているために課されているものであるから、相続財産全体を管理する義務であると解される。そして、相続財産の価値を維持することが義務の基本的内容であると解され、少なくとも他の相続人や相続債権者に対して負うものであると考えられる。

(2) 管理継続義務の内容・発生要件

ア 第918条第1項の義務の延長と捉える考え方（以下「A説」という。）

管理継続義務の内容については、放棄者に従来負っていた第918条第1項の義務を引き続き負わせるものであるという点を重視すれば、同項と同様に、放棄者は相続財産全体の価値を維持する管理義務を負うことになる。この解釈によれば、管理継続義務の発生要件は、①相続の発生と②相続の放棄の申述をしたことのみであると考えられる。

もつとも、このように解すると、例えば、第一順位の相続人Aが相続財産に属する土地を占有して管理していたが、相続の放棄をして直ちに土地の占有管理をやめ、第二順位の相続人Bは当該土地の管理には一切関与しないで相続の放棄をし、第三順位の相続人Cが相続の承認をした場合には、Bは土地の管理にはおよそ関与していなかったのに、管理継続義務に基づいて土地の価値を維持しなければならない。

イ 一種の事務管理と捉える考え方（以下「B説」という。）

これに対して、第940条第1項の管理継続義務は、一種の事務管理であると理解されていること（同項と第700条との規定の類似性を参照）に着目し、放棄者の中でも相続財産に属する財産の管理事務を始めた者のみが、当該財産の価値を維持する管理継続義務を負うと解釈することも考えられる。この解釈によれば、管理継続義務の発生要件は、①相続の発生、②相続の放棄の申述、③相続財

産に属する財産についての放棄者の管理開始になると考えられる。

このように解すれば、前記アの例で管理継続義務を負うのはAであり、Bは管理したことの無い土地についての管理継続義務を負わないことになる。

もっとも、この解釈によると、例えば独居の被相続人が死亡したときは、相続人が相続財産に属する財産を全く管理していないことも多く、誰も管理継続義務を負わなくなる。また、事務管理の場合と異なり、相続人が相続財産の管理を開始するのは必ずしもその意思に基づかないこともあり得るところであり、たまたま相続開始時に相続財産の管理をしていた放棄者のみが管理継続義務を負うことになる。

ウ なお、所有者不明土地問題に関連して、地方公共団体が、放棄者に対し、相続財産に属する土地の管理を求めたいとするケースが散見されるが、上記のいずれの理解に立つにせよ、放棄者が、他の相続人や相続債権者以外の第三者に対して、どのような場合にいかなる管理義務を負うかは明らかではない。

5 管理継続義務の終期

(1) A説

第940条第1項は、放棄によって相続人となった者（次順位相続人）が相続財産の管理を始めることができるようになれば管理継続義務が終了する旨規定している。管理継続義務が民法第918条第1項の義務の延長とされる点に着目すると、「相続財産」とは相続財産の全体を指すことになると考えられるから、次順位相続人が相続財産の全体を管理することができるようになるまで、管理継続義務が終了しないと解釈するのが自然であることになる。

(2) B説

管理継続義務が一種の事務管理とされる点に着目し、その要件として相続財産に属する財産の管理開始を求めるとすれば、「相続財産」とは管理を開始した個々の財産を指すことになると考えられるから、次順位相続人が当該財産を管理することができるようになれば、当該財産に関する管理継続義務が終了すると解釈するのが自然であることになる。

(3) 「管理を開始することができるまで」の意義

第940条第1項は、放棄者は、次順位相続人が管理を始めることができるまで、相続財産の管理を継続しなければならないとする。

上記のいずれの説をとるとしても、次順位相続人が相続財産（に属する財産）の管理を現に引き継いだときには放棄者の管理継続義務が終了するのは明らかである。

もっとも、例えば、放棄者が次順位相続人に相続財産の管理を引き継ごうとしても拒まれ、引き続き相続財産を管理しているときの法律関係は、必ずしも明らかでない（仮に相続財産に属する財産を損壊したときにはどのような責任を負うのかなど）。

また、情報化が進展し、様々なサービスが発展している現代社会においては、相続人は、遠隔地や海外に居住していても、相続財産の管理を始めることができることが多いのであり、放棄者の情報提供によって相続財産（に属する財産）の所在を

把握すれば、通常は相続財産の管理を始めることができる場合に該当するとも考えられるが、この点についての解釈は必ずしも明らかでない。

(4) 法定相続人の全員が相続の放棄をした場合の処理

(例4) 被相続人A(近隣に住む子B, 近隣に住む父C, 海外に住む兄Dがいる。

Aが所有する財産は甲土地のみであり、Cがこれを占有している。)が死亡し、B、C、Dが順次相続の放棄をしたケース

ア A説

A説による処理は必ずしも明確ではないが、(例4)では、Cが相続財産全体の管理を始めているので、Bは管理継続義務を免れ、C及びDが管理継続義務を負うという処理が考えられる。

なお、この処理方法によると、仮にこの例でCではなくBが甲土地を占有していたとして、Cも管理開始可能であったとすると、Bは管理継続義務を免れ、C及びDが管理継続義務を負うことになるのであり、最も相続財産の管理から遠い立場にあるはずの最終順位の法定相続人が常に管理継続義務を負うことになる。

これに対し、A説に立った上で、管理継続義務の消長は現に管理しているかどうかとは本来関係がないという点を重視するのであれば、法定相続人の全員が相続の放棄をした場合には放棄の遡及効によって「その放棄によって相続人になった者」が存在しないことになり、B、C、D全員が管理継続義務を負うと処理することも考えられる。

イ B説

B説によれば、(例4)ではCのみが管理継続義務を負う。

ウ 相続財産法人との関係

上記のように、A説とB説とでは、管理継続義務を負う者及びこれを免れる者の範囲に違いが出るが、(例4)では法定相続人の全員が相続の放棄をしたために相続人のあることが明らかでなくなったため、相続財産は法人となっている(第951条)。このような場合には、相続財産法人は「相続人となった者」ではないが、民法第952条の相続財産管理人が選任されて相続財産の管理を開始すれば、管理継続義務は終了すると考えられる。

したがって、管理継続義務を負う放棄者は、民法第952条の相続財産管理人が選任されて管理を始めることができるまで、その義務を免れないと考えられる。

6 見直しの方向性

以上の現行法の解釈を踏まえて、管理継続義務の見直しを検討するとすれば、次のような方向で検討することが考えられる。

(1) 義務の内容の明確化

管理継続義務は、その趣旨からして、相続財産(に属する財産)の価値を維持することを基本的な内容とするものであり、したがって、相続人及び相続債権者に対して負うものであると考えられるが、前記4(2)ウのとおり、現行法の下では、地方公共団体などの第三者に対しても管理継続義務を負うという理解がされることもある。

そこで、放棄者が負う管理継続義務の内容を明確にする方向で見直しをすること

が考えられる。例えば、放棄者の負う管理継続義務は相続人及び相続債権者に対する相続財産の価値維持義務であって、相続財産に属する土地等を第三者との関係で管理する義務ではないとし、第三者との関係での権利義務関係は、相続人や相続財産法人の土地所有者としての責務の問題として、相隣関係や土地管理制度等において別途手当てをすることが考えられる。

(2) 発生要件の見直し

現行第940条第1項の文言は、相続が生じ、その放棄をしたことだけで管理継続義務の発生を認めるものになっているため、A説に親和的であると考えられる。

仮に、B説を基本として制度の見直しを図ることとする場合には、同項の規律を改めて、相続の放棄をした者が相続財産に属する財産を現に管理していたときにのみ管理継続義務を負うことを明確にする必要があるとも考えられる。

(3) 終期の見直し

ア A説を基本とする場合

仮にA説を基本とした場合には、およそ相続財産の管理に関与したことの無い放棄者にも管理継続義務を課すことになるから、その負担を軽減することが必要であるとして（前記4(2)ア）、比較的簡便な方法で義務を免れる方法を創設する方向で検討することが考えられる。例えば、相続の放棄をした者は、他の相続人に対して、相続の放棄をした旨の通知をするものとすることによって、管理継続義務を免れることとすることなどが考えられる。もっとも、このようにすると、管理継続義務をあまりにも容易に免れることになってしまうほか、最終順位の法定相続人が相続の放棄をしたときには、相続の放棄をした旨の通知をする相手方がいないことになるため、民法第952条の相続財産管理人を選任する必要が生じ、他の法定相続人に比べて義務を免れるのが著しく困難になるという問題が生ずる。

また、A説をとると、法定相続人の全員が相続の放棄をしたときには、必ず最終順位の法定相続人が管理継続義務を負うことになるのか、相続人全員が管理継続義務を負うことになるのかが不明である点（前記5(4)ア）を是正するとすれば、管理継続義務の終期を見直し、第1で検討した相続財産管理人や民法第952条の相続財産管理人が選任されるまでは管理継続義務は終了しないものとし、放棄者全員で管理を継続するものとする考えられる。もっとも、放棄者の負担の観点からすると、このような帰結については疑問もある。

イ B説を基本とする場合

仮にB説を基本とした場合には、管理継続義務を負う放棄者は、次順位相続人に対して管理している個々の財産を引き継げばその義務を免れるが、①後に次順位相続人が相続の承認をしたが、当該相続人が海外に居住しているなどのため相続財産に属する財産の管理を始めることができないケースや、②法定相続人の全員が相続の放棄をしたケースなどにおいて義務を免れることが困難であり、この点を是正することが考えられる。

例えば、①のケースに対しては、放棄者は次順位相続人に対して一定期間内に相続財産の管理を始めるよう催告するものとし、その期間が経過したときは管理

継続義務が終了するものとするなど、②のケースに対しては、相続の放棄の申述後一定期間が経過したときは管理継続義務が終了するものとするなどが考えられるが、いずれについても、現に相続財産に属する財産を管理している者でも義務を免れることができるようになるため、何らかの形で管理事務を他に引き継がせる方法を検討する必要がある。

なお、以上の方策については、A説を基本とする場合であっても、同様の検討をすることが考えられる。

ウ 財産管理制度との関係

相続財産（に属する土地）の管理の合理化については、前記第1の新たな相続財産管理制度や土地管理制度（部会資料11参照）に関する検討をしているところであるが、これらの制度の下での管理人が選任された場合には、相続財産（に属する土地）が適切に管理されることになるから、放棄者の管理継続義務を終了させることとするとも考えられる（A説に立つ場合は、相続財産全体の管理を要するから、土地管理人の選任では足りないとも考えることもできる）。

もっとも、そのようにした場合には、法定相続人の全員が相続の放棄をしたケースでは、管理継続義務を負う者は、義務を免れるためには財産管理の申立てをするほかないため、事実上の申立義務を課すことになるとも考えられる。

他方で、管理継続義務の内容につき、放棄者に多大な負担を負わせないものとするのであれば（前記(1)）、上記のケースで放棄者が負う負担もやむを得ないと考えられるとともに、財産管理の事実上の申立義務を課すことにはならないとも考えられる。

ただし、管理継続義務の内容が放棄者に多大な負担を負わせるものではないことに着目するのであれば、そもそも管理継続義務の終期についての見直しをする必要は低いという指摘も考えられる。

第4 その他

相続財産管理について、他に検討すべきこととして、どのようなものが考えられるか。

（補足説明）

これまでに取り上げた問題のほかにも、検討すべき課題はあるか。

以上